

# 奈良県救急安心センター等運營業務委託 公募型プロポーザルの公告

奈良県救急安心センター等運営事業について、公募型プロポーザルにより業務受託者を選定するので次の通り公告します。

令和3年2月19日

奈良県知事 荒井正吾



## 1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

### (1) 委託業務名

奈良県救急安心センター等運営事業

### (2) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### (3) 委託業務の概要

#### I 救急安心センター事業

急な病気やケガ等について県民からの電話による相談を受け付け、救急要請の要否等の助言を行う。

#### II 救急医療相談事業

急な病気やケガ等について県民からの電話による相談を受け付け、適切な対処方法、医療機関受診の要否等について助言を行う。

#### III 救急医療情報センター事業

県内医療機関の情報収集を行い、医療機関や消防機関等からの電話による問合せを受け付け、情報提供を行う。

### (4) 委託金額

下記I～IIIの各事業の金額上限は記載のとおり

#### I 救急安心センター事業

総額55,997千円(消費税及び地方消費税を含む)

#### II 救急医療相談事業

総額45,187千円(消費税及び地方消費税を含む)

#### III 救急医療情報センター事業

総額20,090千円(消費税及び地方消費税を含む)

I～III 合計121,274,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### (5) 留意事項

本業務は令和3年度奈良県予算の成立を前提とし、当該予算が成立しない場合は本業務に係る募集及び契約を中止するものとする。

## 2. 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者であること又は地方公共団体であること。
- (3) 公告日から過去5年以内に、国または地方公共団体から、同種または類似する業務を受託し、誠実に履行した実績を有するものであること。

※同種業務とは、公告日から過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託し、誠実に履行を完了した#7119業務とする。類似業務とは、過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託し、誠実に履行を完了した電話相談業務とする。

### 3. 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ① 「2. 参加資格」に示した参加資格要件が備わっていないとき。
- ② 企画提案書等に虚偽又は不正があったとき。
- ③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。
- ⑤ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき。
- ⑦ その他不正な行為があったとき。

### 4. 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課緊急医療対策係  
電話番号 0742-27-8935  
ファクシミリ 0742-22-2725

※電子メールにより連絡を行う場合の送付先メールアドレスについては、担当部局に電話で問い合わせること。

※ファクシミリ又は電子メールにより連絡を行う場合は、電話で到達確認を行うこと。

- (2) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 仕様書
- ③ 関係様式（様式1～7）
- ④ 相談件数実績資料

- (3) 交付資料の配付

令和3年2月19日（金）から同年3月16日（火）午後5時までの間に（1）の担当部

局又はインターネットの「奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課」ホームページから入手するものとする。

(4) 参加表明書、企画提案書等の提出

(3) により配付する実施要領に示すところによる。

(5) 質問の受付

(3) により配付する実施要領に示すところによる。

5. 受託者の選定

4の(3) により配付する実施要領に示すところによる。

6. その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 本業務の詳細は、4の(3) により配布する公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に示すところによる。

以上